

Go - Con 2017

～江津市^{ごうつし}ビジネスプランコンテスト～

1. 趣旨

島根県江津市は、「GO▶GOTSU! 山陰の「創造力特区」へ。」というスローガンを掲げ、自らの創意工夫で新しいものごとを創り出すことを積極的に後押ししています。

本コンテストは、市内で新しいビジネスに挑戦したい人をまちぐるみで応援する仕組みとして2010年度にはじまり、今年度も新たな挑戦者を募集することにいたしました。

江津市の未来を拓くビジネスプランをお待ちしています。

2. コンテストの概要

◆募集テーマ 江津市の課題解決につながるプロダクトやサービス
江津市の地域特性を活かしたプロダクトやサービス

◆大賞 1名
※対象者がいない場合、大賞が出ない場合もあります。

◆賞金 活動資金 100万円相当
※賞金の授与に関しては一定の要件があります。

◆応募条件

プランに本気で取り組むという情熱のある方、市内外問わずどなたでもご応募頂けます。

- ・個人若しくは団体、企業など、組織の法的な形態は問いません。
- ・第二創業(既に何らかの事業を行っている事業者がその業態の変更、または新たに別の事業への進出)も応募対象とします。
- ・過去大賞受賞者は出場できません。
- ・受賞後1年間は、江津市内を拠点に活動を実施すること。

※必ずしも本人が常駐する必要はありませんが、その場合は誰か1名以上、市内の事業所(本社、支社等)に常駐できる体制を整えてください。

◆主催 江津市

◆共催 NPO 法人てごねっと石見、江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫

◆後援 財務省 中国財務局 松江財務事務所

3. 申し込み方法

◆提出物 ・応募フォーム ・資金/収支計画書

※募集要項や応募フォーム、資金/収支計画書(テンプレート)は、江津市ホームページ、またはNPO 法人てごねっと石見ホームページからダウンロードしてください。また、その他

事業計画書等関連資料がありましたら添付してください (ただし、A4サイズ2枚まで(厳守))

Go-Con ホームページ



◆提出先 メール: go-con@tegonet.net
「Go-Con2017 担当者」宛 件名「プラントイトル(お名前)」
郵 送: 〒695-0011 島根県江津市江津町 1517 番地 2
NPO 法人 てごねっと石見 宛

◆提出期限 9月13日(水) 正午必着

◆応募に関する問い合わせ

NPO 法人 てごねっと石見 (☎:0855-52-7130)までご連絡ください。

4. 選考方法

一次審査(書類審査)および最終審査(プレゼンテーション)を経て、受賞者を決定します。コンテストの審査にあたっては、起業家精神、事業のモデル性、共感性、社会的インパクト、江津市とのマッチング等にかかる視点を重視し、選考を行います。

5. コンテスト審査員

企業経営者など数名を予定しております。

6. 選考スケジュール

(1) 公募【6月23日(金)～9月13日(水)】

応募フォーム、資金・収支計画書を記入し、【9月13日(水)正午必着】でメール若しくは郵送にて提出ください。一次審査は、提出書類に基づく書類審査です。事業概要などの添付書類については、A4サイズ2枚まで審査の対象書類と見なします。

◆収支計画書個別相談について

プラン応募予定の方には、資金・収支計画書の書き方等について江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫からアドバイスをを行います。ご希望の場合は、NPO 法人てごねっと石見 (☎:0855-52-7130)までご連絡ください。

(2) 一次審査結果の通知【9月末頃】

応募いただいた全ての方に対して、文書で結果をお知らせします。通過者につきましては

は、最終審査会(12月16日(土))に向けてプレゼンテーション用の資料を作成していただきます。

◆(一次審査通過者向け)ブラッシュアップについて

一次審査を通過された方に対し、支援機関(江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫、NPO法人てごねっと石見、江津市の5機関)によるビジネスプランのブラッシュアップにかかる様々な支援やアドバイスをを行います。

(3) 最終審査会【12月16日(土)】

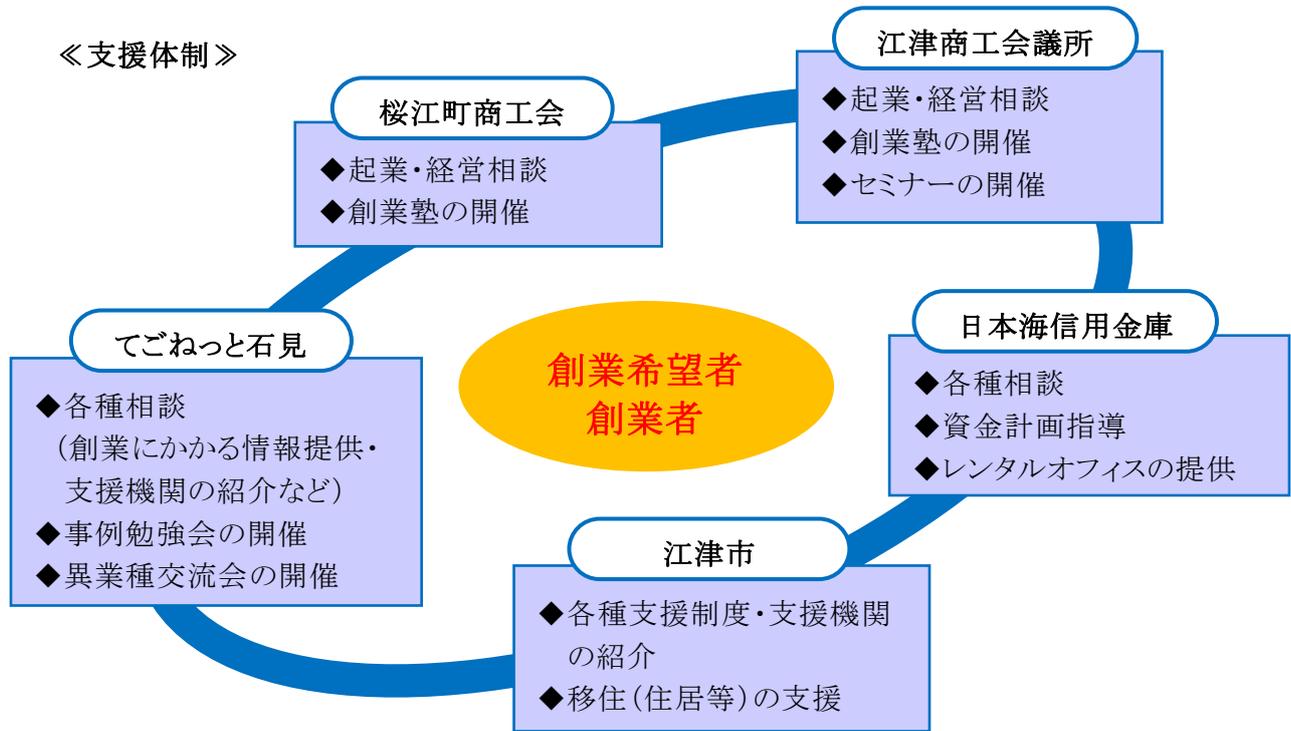
一次審査通過者全員にプレゼンテーションを行っていただき、当日大賞受賞者を決定します(プレゼンテーションにかかる交通費、宿泊費は支給します)。プレゼンテーションに参加できない場合は選考の対象となりませんので、日程の確保をお願いします。

注意事項 (必ずお読みください)

- * 特許・実用新案権等の知的財産権、及び営業秘密やいかなるノウハウなどの情報の法的保護についても、応募者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えのない内容をお願いします。江津市では本件に関していかなる責任を負わないものとします。
- * 提出書類は当コンテストの審査にのみ使用いたします。
- * 選考途中で知り得た、貴団体で対外公表されていない情報等は江津市として公表はいたしません。
- * 提出書類は返却いたしません。

■創業希望者への支援体制

本コンテストに限らず、江津市、江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫、NPO 法人てごねっと石見が、それぞれの強みを活かして創業をバックアップしています。ビジネスプランの実現及びご自身のスキルアップのための各種支援を行うほか、どなたでもご参加いただける勉強会や交流会を開催します。



《各種支援制度》

| 分類 | 制度名称 | 対象経費 | 金額等 | 実施機関 or窓口 | |
|-----|--|---|---|--|--------------|
| 補助金 | 江津市中小企業等競争力強化支援事業 | 新商品開発・付加価値創出事業 新規事業分野参入事業 販路開拓事業 | 専門家謝金、研究開発費(原材料費、機械等リース費、技術指導受入費、外注加工費、パッケージ試作費)、委託費(試験委託費、調査研究委託費)等 専門家謝金、研究開発費、市場調査費、広告宣伝費 等 専門家謝金、市場調査費、産業見本市等への出展費用(ブース代交通宿泊費実費等)、パンフレット等製作費、Webサイト製作費(ネットショップ機能又はネット予約機能を有するものに限る。) 等 | 補助対象経費の1/2以内(限度額 50万円) | 江津市 商工観光課 |
| | 江津市地域商業等支援事業 ・小売店等持続化支援事業(一般枠) ※江津市中小企業等競争力強化支援事業との併用不可。 | 小売業・サービス業の開店または事業承継に係る初期投資費用(改修費・建築費・建物取得費・物品購入費・家賃・広告宣伝費) ※対象エリアの指定があります。 | 家賃・広告宣伝費:補助対象経費の2/3以内 ハード整備に係る経費:対象経費の1/2以内 (限度額 家賃・広告宣伝費、ハード整備に係る経費 合わせて200万円) | 江津市 島根県 (窓口:江津商工会議所、桜江町商工会) | |
| | 江津市産業活性化支援事業 | 設備貸与制度補助金 創業支援資金等補助金 新規開業資金等補助金 | 公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度を利用する際に支払った保証金 島根県中小企業制度融資による創業支援資金及び島根県信用保証協会の完全無担保無保証人創業者支援保証「あゆみ」の資金を利用した際に島根県信用保証協会に支払った信用保証料 日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家資金若しくは新創業融資制度又は島根県信用保証協会の創業者支援制度「縁」を利用し、約定に基づいて償還した利子 | 補助対象経費の1/2(限度額 50万円) 補助対象経費の1/2(限度額 20万円) 補助対象経費の1/2(限度額 20万円) | 江津市 商工観光課 |

| 分類 | 制度名称 | 対象経費 | 金額等 | 実施機関 or窓口 |
|---------|-------------------|---|--|--------------------------------------|
| 補助金 | 江津市ITしまね開業支援事業 | 県外でIT関連事業に従事している方で、IT関連事業所を開設する方の、開設経費の一部 ①事務機器、通信回線使用料 ②事業業所、居住地の不動産賃借料 ③県内空港利用運賃 ④人材確保、育成に係る経費 ⑤新規雇用に対する助成 | ①～④ 補助対象経費の1/2 (各限度額 100 万/年) ⑤常用従業員 100 万円/1人、準常用従業員 50 万円/1人 ※最大3年間の継続補助 | 江津市 島根県 ※本事業はプレゼン審査を実施します。 |
| | 地域づくり推進事業(NPO設立) | 研修費、NPO法人化の準備から設立、設置初期段階までに必要とされる経費 | 上限 30 万円 | 江津市 政策企画課 |
| 経営・技術相談 | 事業継続力強化アドバイザー派遣事業 | 経営等に関する専門的なアドバイスを必要としている中小企業者、組合、任意グループに対しアドバイザーを派遣。(但し、要件、予算の範囲内) | 3 回まで (1 回あたり 4 時間程度) | 江津商工会議所、桜江町商工会 |
| ローン | 創業支援資金 | 日本海信用金庫の営業地区内で新たな事業を 6 か月以内に開業、または開業して 2 年以内の法人または個人事業者。 | 融資金額:300 万円以内 融資形式:証書貸付 融資利率:2.75%(変動金利) 返済方法:元金均等返済(6 ヶ月以内の据置可) 担保:原則として不要 連帯保証人:経営者以外の第三者保証人は原則として不要 | 日本海信用金庫 |
| | スクラムローン | 法人・個人事業主で日本海信用金庫の会員または会員の資格を有し、当金庫の定める基準を満たす方。 | 融資金額:1,000 万円以内(運転資金は月商の 2 か月以内のいずれか少ない金額) 融資形式:証書貸付または手形貸付 融資利率:固定金利 返済方法:元金均等返済 担保:原則として不要 連帯保証人:原則として法人は代表者 1 名、個人事業主は事業承継予定者または配偶者等 1 名 | 日本海信用金庫 |

| | | | | |
|----------|------------------------------|--|---|-----------------------|
| | 創業者支援資金 (島根県信用保証 協会保証) | 日本海信用金庫の営業地区内 で新たに事業を開始する計画を 有する方、または実質的に創業 者に準じるものとみなされる方で 創業のための資金を必要とされる 方 | 融資金額: 運転資金 3,000 万円以内、設備 資金 5,000 万円以内 融資利率: 1.55%(固定 金利)…責任共有対象 1.40%(固定金利)…責 任共有対象外 保証料: 0.20%～ 1.30% 返済方法: 元金均等返 済 担保: 必要に応じ要 連帯保証人: 不要(た だし、法人代表者は要) | 日本海信用 金庫 |
| 設備 投資 | リース | 日本海信用金庫で創業資金を利用 される方、または融資をご利用 中の方で新たに導入される機械 設備のリースを対象。 | リース金額やリース料は 応相談 | 日本海信用 金庫 |
| | 設備貸与事業 | 中小企業が経営基盤の強化を図 るために新たに導入する設備、経 営の革新のために新たに導入す る設備、創業者が事業を行うた めに必要な設備、公害防止設備 | 100 万円～1 億円(創 業者は 100 万円～ 8,000 万円) | (公財)しま ね産業振興 財団 |